

裁 決 書

審査請求人

処分庁

横浜市 福祉保健センター長

審査請求に係る処分 平成27年8月6日付け生活保護変更決定処分（住宅扶助費）

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による上記処分に対し、平成27年10月2日付けをもって審査請求人から提起のあった審査請求について、次のとおり裁決する。

なお、この裁決書において引用する関係通知は、審査請求に係る処分が行われた当時のものである。

主 文

本件審査請求に係る横浜市 福祉保健センター長が平成27年8月6日付けで行った処分のうち、平成27年7月1日を実施年月日とした生活保護変更決定処分は、これを取り消す。同年8月1日を実施年月日とした生活保護変更決定処分に係る審査請求は棄却する。

理 由

1 事 実

審査請求人（以下「請求人」という。）が審査庁に提出した審査請求書及び反論書並びに横浜市 福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）から提出された弁明書及び関係書類に基づき、次の事実を認定する。

- (1) 平成 年 月 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始したこと。
- (2) 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）により、市にお

いて平成27年7月1日以降適用する住宅扶助限度額（以下「限度額」という。）が定められ、1人世帯の場合は月額52,000円とされていること。また、請求人の転居前のアパート（以下「前居」という。）の家賃は月額50,000円、管理費・共益費は月額2,000円であること。

- (3) 平成27年6月10日、請求人は処分庁に対し、現在のアパートよりも住宅費が安く環境も良いため、現居とは別のアパート（以下「新居」という。）に転居したいが認められるかとの質問をし、これに対して処分庁は、自費で転居する場合は検討可能である旨の回答をしたこと。
- (4) 同月16日、請求人は処分庁に対し、転居に係る初期費用は預貯金で賄えるよう調整していること、移送も友人に頼めそうであること、転居予定日は同年7月8日であることについて報告をしたこと。
- (5) 同年7月2日、請求人は処分庁に対し、転居に係る初期費用を預貯金から捻出して契約したこと、移送は友人が手伝ってくれる予定であることについて報告したこと。
- (6) 同月13日、処分庁は請求人から、転居予定日が同月15日に延期になったことを聴取したこと。
- (7) 同月14日、処分庁は、請求人から新居の契約に係る「計算書」の写しの提出を受け、これにより、月額賃料は48,000円であること、賃貸借契約の始期である7月8日から同月末までの24日分の日割家賃は37,160円であること、その他に、保険料、仲介手数料及び保証会社にかかる費用の合計が69,000円であることについて確認したこと。
- (8) 同日、処分庁は、請求人から、同月8日に転居したこと、新居の契約料は請求人の預貯金から支払ったこと、移送は友人に手伝ってもらったため費用は発生しなかったことについて記載された「異動届」の提出を受けたこと。また、前居は同月16日に引渡し予定であることを聴取したこと。
- (9) 同月15日、処分庁は、新居を訪問し、請求人が転居したことを確認したこと。その際、既に支給済みの前居に係る7月分住宅扶助費の一部は返還対象となること等、また、新居の7月分の住宅費は、請求人が預貯金から賄うと申し立てた契約時の初期費用に含まれているため、8月分から住宅扶助費を認定することを説明したこと。
- (10) 同年8月4日、請求人は50,000円の住宅扶助費を含む8月分の保護費を受給したこと。
- (11) 同月5日、処分庁は請求人から、前居の不動産業者が記入した「敷金等

の返還について」を受理し、その内容から、前居の7月分日割り家賃は21,810円、敷金返還額は6,260円であることを確認し、敷金返還額は8,000円を超えないため、変更を要しないものとしたこと。

- (12) 同月6日付けで、処分庁は請求人に対し、住宅費の認定変更を理由として、同年7月1日を実施年月日とする生活保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年8月1日を実施年月日とする生活保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）を行ったこと。なお、本件処分1及び本件処分2（以下「各本件処分」という。）の決定通知書には、戻入額30,190円が発生し、同年9月分に充当予定であることが記載されていること。

なお、戻入額は、7月分として支給した前居家賃月額50,000円から7月分日割家賃21,810円を差し引いた差額28,190円と、8月分として同月4日に支給した住宅扶助費50,000円と新居の家賃月額48,000円の差額2,000円を合算した額であること。

- (13) 同年9月3日、請求人は処分庁に対し、同日受領した9月分の保護費に想定していた以上の戻入があり、これでは生活が逼迫してしまう旨の申し出をし、これに対し処分庁は、決定通知書到着後8月中に相談があれば処分庁で住宅費の変更など検討の余地があったが、7月分について9月では2か月遡及となるため、変更は不可とせざるを得ない旨の説明をしたこと。
- (14) 同年10月2日付けで、請求人は各本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったこと。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、各本件処分の取り消しを求めるものである。その理由は概ね以下のとおりと解される。

- (1) このたびのような住宅費変更のケースは、今回の請求人の場合で言えば、①請求人が7月1日以降、家賃の発生しない住居に転居したか、②請求人に7月1日以降保護認定が取り消しになったのに、7月分の保護費が支給された場合ではないか。請求人は7月1日以降も支給は継続されているし、また、住居費も2ヶ月分支給された訳ではないので、戻入する場合に該当しない。
- (2) 処分庁は、弁明書において「転居に際し契約時必要となる契約料について自らの預貯金を活用して支払った旨の届け出を書面で提出しており、(中

略)「その者の金銭で満たすことのできない不足分」は発生していないものと処分庁が判断したことに何ら不合理な点はない」と弁明しているが、以下、事実誤認について説明した上で、弁明に異議を申し立てたい。

(3) 処分庁の事実誤認について

ア 請求人は、確かに「預貯金」という表現をつかって報告した。しかし、最低限の生活をしている者にとっての預貯金とは、これから支払うために貯めている光熱費や食費のことで、一ヶ月後には消えてしまう、それ以上のものはありえない。区役所や福祉協議会などで融資の有無を尋ねたのも引っ越し費用にあてる費用がなかったからである。ただ、家賃が、4,000円も安くなるので、節税にすこしでも役にたつかも、という点は、むしろ役所に褒められて協力がいただけるのではないかと思っていた。

イ また、住宅補助についても、「重複して家賃を払う」などは「あり得ないので」、新居の家賃が平月の査定額内であれば、日割家賃も支給されるものと思うのは当然ではないだろうか。

ウ 「やむを得ない事情による転居」の事情については最後に説明する。

エ 処分庁の意見(6)～(10)によると、請求人は、「真にやむを得ない事情による転居には当たらない」ので、引っ越し費用のすべては、(日割家賃等の家賃分についても)請求人の自己負担でまかなわなければならない、と読める。したがって、新居の契約における初期費用に含まれる「住宅費」は、住宅扶助費としては認められず、その部分は、すでに「自己で」支払い済みなものだから、前家賃と重複する。だから、差し引いて戻入せよ、ということなのだろうか。そういう丁寧な説明は、一切受けていない。

請求人は、日割家賃も住宅補助費で払えるものと思っていたから、丁寧な説明を受けていれば、その場で質問もできたし、対策を考えたはずである。

また、この規定の前提にあるのは、「自己負担で引っ越しできる請求人は、余裕があるのだから、できるだけ、保護費は遠慮すべきだ」という考えが読み取れる。

引っ越しの緊急性、生活費のヤリクリのなかでつくる引っ越し費用、について、事実誤認があった点は、請求人の説明不足があったかもしれない。ただ、処分庁の完全な説明不足も認めてもらいたい。説明されたのは、ひたすら「前家賃で重複しているから返してもらいます」という説明で、請

求人が、ぜんぜん理解していなかったことは、10月2日提起の請求書を一読いただければわかると思う。

それにしても、場合によって、処分のあり方が柔軟にとれる規定ではないだろうか。今回のような、杓子定規な処置には納得できない。

オ 請求人は、その引っ越し費用のなかで、家賃にかかる「日割家賃」費用は、「当然」住宅保護費で充当できると計算してのやりくりの末の決断であった。したがって、9月支給日に、30,000円も減額された結果、すべての支払いについて苦しいやりくりをすることになった。

カ 10月2日提起の審査請求書の資料において、請求人は、旧新アパート契約時の日割日数の重複6日分10,064円は、自らの負担であるのは当然であると説明した。また、新居の家賃が安くなったので、2,000円の戻入分も認める、と述べた。

キ ただ、新居である「アパートの住宅費は請求人が預貯金からまかなうと申し立てた契約時の初期費用に含まれているため、8月分から認定することを説明」されたが、請求人が月々の生活のやりくりのなかで、つくった引っ越し費用について、とくに家賃分が、今回のような理由で戻入されるとは、理解できなかった。今回はじめて、処分庁の弁明書により、処分の根拠がわかった。

ク ただ、請求人の異議申し立て時期がおそく、間に合わなかったとか弁明の根拠は種々あろうが、保護を受給してギリギリの生活をしのいでいる請求人の要望について、その要望を認めていただきたく、以上の反論に対し、裁決を求める。

(4) 「やむを得ない事情による転居」の事情について

前居は、人ひとりが通行できる細道を車道から150メートルほど入ったところにある8世帯の2階にあった。

入居当初、静かな環境で喜んで入居したが、南側窓は、きっちり隣接する朝鮮高校の建物で陽ははいらず、洗濯物の干し場がない。ゴミだしも、一度遅れると150メートルも歩いては大変で、しだいにゴミ屋敷化してしまう。買い物する商店もない。

孤独死も隣と向かいの部屋で二回起きた。早く引っ越ししないとこのまま死ぬな、と思うようになった。

7月に、友人が、突如引っ越すことになって、今月中なら、敷金なしで越せる、とか、家賃も安いとか、部屋も広く、サンサンと南向きの日差しがは

いる。アパートの階段を下りた下が、ゴミ置き場だったり、こんな好条件はない、可能なかぎり、がんばって引っ越ししようとした。しかし、引っ越し可能日はさしせまっていた。そんな事情があったのである。

前居のゴミ屋敷状態は、担当者の方々がご存知である。

3 処分庁の主張

本審査請求の趣旨は、各本件処分を取り消すことを主張しているようであるが、各本件処分は下記の理由により適法な処分である。

- (1) 法は、保護の程度について、第8条第1項において「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (2) 保護の基準について、同条第2項において「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。
- (3) これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）を定めているが、平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知によって、平成27年7月1日以降適用する基準が定められた。●●●市の住宅扶助の基準額については、床面積別基準は別とし、1人世帯の場合月額52,000円と設定されている。
- (4) 申請保護の原則について、第7条において「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と規定している。
- (5) 住宅扶助について、法第14条において「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定している。
- (6) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のウにおいて、被保護者が真に必要やむを得ない事情により月途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれ

それ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと、と規定している。

- (7) 平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活必保護問答集について」問13-2において、最低生活費の事後変更をどの程度まで行うべきかについて、遡及変更は発見月及びその前月分までと考えるべきである、と規定している。
- (8) これを本件審査請求に係る処分に対はめてみると、請求人は、平成27年7月14日に、処分庁に対し、転居に際し契約時必要となる契約料について自らの預貯金を活用して支払った旨の届け出を書面で提出しており、前(1)に言う「その者の金銭で満たすことのできない不足分」は発生していないものと処分庁が判断したことに何ら不合理な点はない。
- (9) また、前(8)に加え、平成27年7月15日に、処分庁は、請求人に対し、既に支給済みである7月分の前居の住宅費の一部は返還対象となること、7月分の新居の住宅費は請求人が預貯金からまかなうと申し立てた契約時の初期費用に含まれているため8月分から認定することを説明し、請求人がこれに了承したことを確認しており、前(4)に言う「申請保護の原則」に照らした場合、請求人から7月分の新居の住宅費について申請の意思はないと処分庁が判断したことに何ら不合理な点はない。
- (10) また、請求人は、転居前に前(3)に定められた基準を越えない家賃のアパートに居住しており、また、平成27年6月10日、「友人が●●町のアパートへ転居することになったが現在のアパートよりも住宅費が安く環境も良いため」転居を希望すると説明しており、いずれの点も、前(6)に言う「真に必要やむを得ない事情」による転居には当たらないと解釈され、転居前及び転居後の住居にかかる家賃について、処分庁が、転居月である7月分の住宅費を重複して認定しなかったことに問題はない。
- (11) また、処分庁は、平成27年9月3日に、請求人から、住宅費の戻入充当を原因として請求人の生活が逼迫していることについて、初めて申し出を受けており、前(7)に照らすと、仮にこの時点で請求人から住宅費にかかる保護の変更申請を受理したとしても、変更を行うべき対象月である平成27年7月は前々月に当たり、処分庁側に保護の変更を行い得る根拠はない。
- (12) 以上のことから、処分庁は法令及び関係通知等に従って本件処分を行い、平成27年8月6日に請求人へ保護決定通知書を送付しており、その内容

に誤りがない以上、違法又は不当となるものではない。

4 判 断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(法第4条第1項)と規定し、保護の実施にあたっては、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(法第8条第1項)と規定している。
- (2) また、法第7条は、「保護は、要保護者(中略)の申請に基いて開始するものとする。」と申請保護の原則を規定している。
- (3) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して(中略)行われる。」と規定し、局長通知第7の4の(1)のアでは、「家賃(中略)は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合(中略)に認定すること。」とされている。
- (4) また、局長通知第7の4の(1)のカは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、(中略)必要な額を認定して差しつかえないこと。」としており、これに該当する場合について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の30は、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」等に限られるとしている。
なお、「敷金等」として、課長通知第7の35では、「権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料」についても、「必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない」こととされている。
- (5) また、法第56条は「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と規定しており、法に規定する保護の変更、停止が行われるべき場合に被保護者が実際にその要件

に該当し、かつ、その変更等の手続が正規の各要件を充足していない限り、すべて「正当な理由」とはならないものとされている（小山進次郎著「生活保護法の解釈と運用」）。

- (6) ところで、扶助費を追加支給する場合の限度について、問答集問13-2では、「最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべき」としている。
- (7) また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額（中略）は、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と規定している。
- (8) これを本件についてみると、事実（2）のとおり、前居の家賃は、請求人の場合に適用される限度額以内の50,000円であり、処分庁が高額家賃であること等を理由に転居指導をしている事実は認められない。そして、事実（3）のとおり、転居は請求人が希望したものであり、処分庁の指導に基づくものではないことから、上記（4）で述べた転居にあたり必要となる「敷金等」を処分庁が認定する場合には該当しない。
- (9) したがって、転居にあたり、処分庁が「敷金等」（本件では敷金は発生していないため、保険料、仲介手数料等が該当する。）を認定しなかったことについて、違法又は不当な点は認められない。
- (10) 各本件処分は、請求人が転居したことに伴い、住宅費の認定変更を理由として、平成27年7月1日及び同年8月1日を実施年月日として行ったものである。以下、それぞれについて検討する。
- (11) まず、本件処分1についてみると、平成27年7月分（以下「7月分」という。）の住宅扶助費のうち、前居の家賃については、事実（10）のとおり、7月分の日割家賃は21,810円であることから、月額家賃50,000円との差額である28,190円は需要が生じておらず過渡しとなったため、地方自治法施行令第159条の規定に基づき戻入決定したものと認められ、この点について違法又は不当な点は認められない。
- (12) 次に、新居の7月分日割家賃37,160円については、処分庁は、次の理由から、支給は要しないと判断したものと認められる。
 - ア 「敷金等」と合わせた初期費用として、請求人が自らの預貯金から支払っているため、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」（法第8条第1項）は生じていないこと。また、事実（4）、（5）及び（8）のとおり、請求人は処分庁に対し、自ら初期費用を支払った旨の報告を事

前及び事後に行っていること。

イ 事実(9)のとおり、新居の家賃について7月分は認定せず、平成27年8月分(以下「8月分」という。)から認定する旨の処分庁の説明に対し、請求人は了承していることから、申請保護の原則に照らし、請求人には新居の7月分住宅費について申請意思はないものと判断されること。

ウ 請求人から本件処分により生活が逼迫してしまう旨の申し出があったのは平成27年9月3日であり、問答集問13-2で示されている遡及可能期間を経過しているため、保護の変更を行い得る根拠はないこと。

(13) しかしながら、請求人は現に保護を受けている者であるから、処分庁はその最低生活を保障する立場にあり、家賃が減額となった場合、改めてその申請意思を確認して支給するものではなく、住宅扶助費は、原則として、請求人の届出の内容等を確認するなどして調査し、限度額の範囲内で必要な額を認定して支給すべきものである。したがって、請求人の申請意思を問題とする処分庁の主張は失当である。

(14) また、処分庁が、請求人は預貯金から支払ったのだから需要は生じていないと主張する点についてみると、請求人の主張(3)のとおり、請求人の当該預貯金は、光熱費や食費の支払いに充てるために貯めていたものであるから1か月後には費消される性質のものである。

請求人は、新居の7月分家賃を含めて、転居費用の全額を預貯金から一時的に支払いは行ったが、新居の7月分家賃は生活費のやりくりの中で立て替えたに過ぎず、需要が生じていないとする処分庁の主張は失当である。

(15) 上記(13)及び(14)からすると、請求人は自らの預貯金から、新居の日割家賃も含めていったん転居費用の全額を支払ってはいるが、本件において請求人が負担すべきと考えていた費用は、保険料、仲介手数料等の転居自体に伴い発生する費用であると解するのが相当である。

(16) また、処分庁は、新居の7月分家賃は認定しない旨の処分庁の説明に対して請求人が了承したと主張するが、請求人の主張からするとそのような事実は認められず、仮に請求人が了承していたとしても、既に支払われた7月分の住宅扶助費が戻入させられないとの認識に基づく了承であると認められるから、その了承をもって申請意思がないとした処分庁の判断は誤りである。

(17) 最後に、処分庁が、事実(11)の請求人からの申し出に対し、問答集13-2で示されている遡及可能期間を経過したのものとして、「保護の変更

を行い得る根拠はない。」と主張する点についてみると、問答集問13-2は、変更決定の原因となり得る事実を処分庁が事後に認識したときに、どこまで遡及して変更できるかという場面において考慮すべきものである。

本件において処分庁は、事実(7)のとおり、請求人から提出された「計算書」により、新居の7月分の日割家賃額を把握しており、さらに、事実(9)のとおり、請求人が実際に平成27年7月に転居したことについても、同月に訪問して確認したことが認められる。すなわち、請求人としては必要な届出をしており、処分庁としても新居の家賃に係る住宅扶助費の必要性について十分認識し得る状態にあったと言えるから、問答集問13-2を考慮すべき場面にはあたらない。

(18) また、本件処分1を行うにあたり、請求人に対して例外的に不利益変更をすることが可能となる法第56条の「正当な理由」があるとは認められない。

(19) よって、新居の7月分の住宅扶助費について認定せず戻入としたことは、法第8条に規定する基準及び程度の原則に反し、さらに法第56条に規定する不利益変更の禁止に反するものと認められる。

したがって、7月分の家賃については、転居前及び転居後の日割計算等を行った上で、7月分の住宅扶助費として必要な額が支給されるべきである。

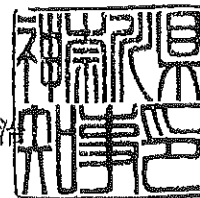
(20) 次に、本件処分2についてみると、8月分は、転居に伴い、新居の家賃が月額48,000円であることから、既決の住宅扶助費50,000円との差額2,000円を戻入決定したものであり、誤りは認められない。

(21) 以上のことから、処分庁が住宅費の認定変更を理由として行った各本件処分のうち、平成27年7月1日を実施年月日として行った本件処分1については、新居の7月分家賃を認定せず戻入としたことについて、違法な点があるものと認められる。一方、同年8月1日を実施年月日として行った本件処分2については、違法又は不当な点は認められない。

以上により、本件処分1に係る審査請求には理由があることから、行政不服審査法(昭和26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。また、本件処分2は、請求人の主張に理由がないことから、同法同条の規定により主文のとおり裁決する。

平成28年11月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告としてこの裁決の前提となる決定の取消しの訴えを、あるいは神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号